

◎エネルギーの使用の合理化に関する

法律の一部を改正する法律

(平成二〇年五月三〇日法律第四七号)

一、提案理由

(平成二〇年四月一八日・衆議院経済産業委員会)

○甘利国務大臣　まず、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

我が国は、京都議定書の目標を確実に達成するとともに、中長期的にも温室効果ガスの排出量を削減することが求められております。温室効果ガスの約九割はエネルギー起源の二酸化炭素であり、一層の地球温暖化対策の推進のため、省エネルギー対策の強化が求められております。

また、エネルギー資源の大部分を海外に依存している我が国において、最近のエネルギー価格の国際的な高騰に対応するため、国民経済全体としてさらなる燃料資源の有効利用を図り、国民経済の負担増を緩和することが求められております。

特に近年のエネルギー消費傾向を見ますと、業務、家庭といった民生部門においてエネルギー使用量が大幅に増加しております。こうした状況を踏まえ、これまで重点的に省エネルギーを進めてきた産業部門の工場だけでなく、民生部門においてもエネルギーの使用の合理化を一層進める必要があることから、本法律案を提案した次第であります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、工場、事業場に係る省エネルギー対策の強化であります。これまで一定規模以上の大規模な工場に対しエネルギー管理の義務を課していましたが、改正により事業者単位のエネルギー管理を義務づけることとしております。これにより、業務部門に多く見られる中小規模の事業場を数多く設置する事業者を新たに義務の対象に加えるとともに、産業部門を含め、事業者の経営判断に基づく効果的な省エネルギーの取り組みを推進してまいります。

第二に、住宅・建築物に係る省エネルギー対策の強化であります。これまで大規模な住宅・建築物の建築主等に対し省エネルギー措置の届け出義務を課していましたが、改正により措置が著しく不十分である場合の所管行政庁による指示、公表に加え命令を導入するとともに、一定の中小規模の住宅・建築物についても届け出義務の対象とすることとしております。また、

一定戸数以上の住宅を建築する事業者が住宅の省エネルギー性能の向上を相当程度行う必要がある場合に国土交通大臣が勧告、公表、命令を行う等の措置を新たに定めるとともに、販売事業者等に対して建築物の省エネルギー性能の表示等を促す規定を整備することとしております。

……………(略)……………

以上が、両法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

二、衆議院経済産業委員長報告(平成二〇年四月二五日)

○東順治君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

エネルギー供給の大部分を海外に依存する我が国は、限られた燃料資源のさらなる有効活用を図るとともに、地球温暖化対策推進のため、二酸化炭素の排出をさらに抑制する必要があることから、省エネルギー対策の一層の強化が求められております。

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律

本案は、工場やオフィス等の省エネルギー対策を強化するため、従来の工場単位の規制を企業単位に改めることで規制対象の拡大を図るとともに、住宅や建築物の省エネルギー対策を拡充しようとするものであります。

……………(略)……………

両案は、四月十八日甘利経済産業大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑に入り、参考人からの意見を聴取するなど慎重な審査を行い、本日質疑を終了いたしました。質疑終局後、両案につき採決を行った結果、全会一致をもって、いずれも原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

なお、両案に対しそれぞれ附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二〇年四月二五日)

政府は、限られたエネルギー資源の有効な利用を図るとともに、エネルギー起源の二酸化炭素の排出をより一層抑制することにより、地球環境と経済の両立に配慮した対策である省エネルギーを確実に推進するため、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 民生部門における省エネルギー推進の必要性や本改正による具体的な効果等について国民に対してわかり易い説明を行

い、国を挙げた省エネルギー推進に向けて対策を一層強化すること。

また、中小規模の住宅やオフィスビルについても省エネルギー等の取り組みが進むよう、新築や改築に係る住宅等に対する支援策の拡充を図ること。

二 事業者単位の規制の導入に際しては、中小の事業者の実情等に十分配慮した運用を行うとともに、中小企業への情報提供や省エネ診断の普及等に努めること。

また、高度な省エネルギー技術を有する大企業が中小企業等と連携して省エネルギーに取り組むための、共同省エネルギー事業に関する制度設計及び支援措置について早急に具体化すること。

三 我が国が今後とも世界の省エネルギー技術をリードしていくことが可能となるよう、更なる技術開発や新エネルギーの大幅な導入等を推進するための施策の効果的実施に努めること。併せて、我が国企業が有する優れた省エネルギー技術等の活用は、世界規模での地球温暖化対策に極めて有効であることから、我が国経済の競争力に及ぼす影響を勘案しつつ、諸外国に対する省エネの制度導入及び新エネ技術の普及等のための条件整備に努めること。

四 将来の国際的な枠組みの構築に当たっては、米国、中国等

の二酸化炭素大量排出国やインド、ブラジル等の二酸化炭素排出量の大幅な伸びが予想される国々に対する働きかけを強化するとともに、他の先進国との負担の公平化を図る観点から、各国における業種別の実情を考慮に入れた制度の確立に努めること。

三、参議院経済産業委員長報告(平成二〇年五月三日)

○山根隆治君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案は、エネルギーをめぐる経済的、社会的環境の変化にかんがみ、一層のエネルギーの使用の合理化により燃料資源の有効な利用を確保するため、工場等に関するエネルギー管理の義務の対象を工場等ことから事業者ごとに変更するとともに、住宅・建築物分野の対策の強化等の措置を講じようとするものであります。

……………(略)……………

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、参事人から意見を聴取するとともに、地球温暖化問題に対する認識、革新的省エネ技術開発の必要性、バイオ燃料導入の意義及び課題等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に

よって御承知願います。

質疑を終了し、順次採決の結果、両法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両法律案に対してそれぞれ附帯決議を行いました。以上、御報告申し上げます。

○附帯決議（平成二〇年五月二二日）

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 新たに規制の対象となる中小事業者・建築主等に対して法改正の趣旨・内容について周知徹底を図るとともに、それらの者の実情に十分配慮し、過度な負担がかかることのないよう、可能な限り手続の簡素化等を図ること。その上で、省エネルギーの取組が不十分な事業者・建築主等に対し積極的に改善を求めるなど厳正な法運用に努めること。

二 省エネルギー対策を更に行う余地が比較的残されていると考えられる中小事業者に対して、省エネルギーに係る情報提供、省エネ診断の普及、省エネルギーを事業として推進するESCO（エスコ）事業の活用等の取組を重点的に支援すること。また、中小規模のオフィスビルや住宅についても省エネルギーの取組が進むよう、支援策の拡充を図ること。

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律

三 温室効果ガスの排出抑制及びエネルギーの安定供給の確保にはエネルギー政策全般にわたる取組が重要であることにかんがみ、革新的省エネルギー技術の開発等を内容とする省エネルギーフロントランナー計画の達成に向けて万全を期すとともに、原子力、新エネルギー等多様なエネルギーの技術開発、導入及び利用を着実に推進すること。

四 気候変動に関する将来の国際的な枠組みの構築に当たっては、すべての主要排出国が参加し世界全体としての温室効果ガスの効果的な排出削減を実現できる枠組みが構築されるよう、粘り強い外交努力を続けていくこと。
右決議する。